

公認心理師法附則第2条第1項第1号から第4号までに規定する公認心理師になるために必要な科目の取扱いについて

在学生・卒業生読み替え一覧

2017/10/24

区分	番号	法定科目名	判定	2017年度以前科目名	履修
		公認心理師の職責	読替なし		
I	1	心理学概論	○	心理学	1～5のうち 3科目以上 履修
	2	臨床心理学概論	○	臨床心理学・臨床心理学Ⅰ	
			○	臨床心理学Ⅱ	
	3	心理学研究法	○	心理研究法	
	4	心理学統計法	○	心理統計法	
5	心理学実験	○	心理学実験実習Ⅰ－Ⅰ		
		○	心理学実験実習Ⅰ－Ⅱ		
II	6	知覚・認知心理学	○	認知心理学	6～12のうち 4科目以上 履修
	7	学習・言語心理学	該当なし		
	8	感情・人格心理学	○	パーソナリティ心理学	
	9	神経・生理心理学	該当なし		
	10	社会・集団・家族心理学	○	家族心理学・家族心理学Ⅰ	
			○	家族心理学Ⅱ	
	11	発達心理学	○	発達心理学・発達心理学Ⅰ	
			○	発達心理学Ⅱ	
	12	障害者・障害児心理学	○	知的障害者の心理Ⅰ	
			○	知的障害者の心理Ⅱ	
○			障害者福祉論Ⅰ		
○			障害者福祉論Ⅱ		
○	障害者心理				
III	13	心理的アセスメント	○	心理測定法	13、14のうち 2科目以上 履修
			○	心理アセスメント論	
	14	心理学的支援法	○	心理療法学・心理療法学Ⅰ	
			○	カウンセリングと心理療法	
IV	15	健康・医療心理学	○	精神保健・精神保健Ⅰ	15～19のうち 2科目以上 履修 (注2)
			○	精神保健Ⅱ	
			○	心理療法学Ⅱ	
	16	福祉心理学	○	児童福祉論・児童福祉論Ⅰ	
			○	児童福祉論Ⅱ	
	17	教育・学校心理学	○	学校心理学	
18	司法・犯罪心理学	○	非行と司法臨床		
19	産業・組織心理学	該当なし			
V	20	人体の構造と機能及び疾病	○	人体の構造と機能及び疾病	20、21のうち 1科目以上 履修 (注1)
			○	精神医学・精神医学Ⅰ	
			○	精神医学Ⅱ	
III	22	関係行政論	該当なし		
	23	心理演習	×		
24			心理実習	×	

この取り扱いを適用する科目については、平成29年9月14日までに大学を卒業した者が修めた科目並びに同日までに大学に入学した学生が当該大学を卒業するまでに修める科目であること

注1: 15を履修した場合は、20又は21を履修したこととみなすことができる。

注2: 15をVとして履修した場合は、16～19までのうち2科目以上を履修する。

※ 卒業後に科目等履修生制度を活用して履修した科目を、受験資格の要件として認めることはできません。

※ 上記科目を修めた後、大学院において省令で定める科目を修めて修了するか、省令で定める期間以上の実務経験を有する必要があります。